

I. 承認を要しない化粧品についての効能効果の表現の範囲(56項目)

1	頭皮・毛髪を清浄にする	30	肌にハリを与える
2	香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える	31	肌にツヤを与える
3	頭皮・毛髪をすこやかに保つ	32	肌をなめらかにする
4	毛髪にはり、こしを与える	33	ひげを剃りやすくする
5	頭皮、毛髪にうるおいを与える	34	ひげそり後の肌を整える
6	頭皮、毛髪のうるおいを保つ	35	あせもを防ぐ(打粉)
7	毛髪をしなやかにする	36	日焼けを防ぐ
8	クシとおりをよくする	37	日焼けによるシミ・ソバカスを防ぐ
9	毛髪をつやを保つ	38	芳香を与える
10	毛髪につやを与える	39	爪を保護する
11	フケ、カユミがとれる	40	爪をすこやかに保つ
12	フケ、カユミを抑える	41	爪にうるおいを与える
13	毛髪の水分、油分を補い保つ	42	口唇のあれを防ぐ
14	裂毛、切毛、枝毛を防ぐ	43	口唇のきめを整える
15	髪型を整え、保持する	44	口唇にうるおいを与える
16	毛髪の帯電を防止する	45	口唇をすこやかにする
17	(汚れを落とすことにより)皮膚を清浄にする	46	口唇を保護する、口唇の乾燥を防ぐ
18	(洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)	47	口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ
19	肌を整える	48	口唇をなめらかにする
20	肌のキメを整える	49	虫歯を防ぐ(※)
21	皮膚をすこやかに保つ	50	歯を白くする(※)
22	肌あれを防ぐ	51	歯垢を除去する(※)
23	肌を引き締める	52	口中を浄化する(歯みがき類)
24	皮膚にうるおいを与える	53	口臭を防ぐ(歯みがき類)
25	皮膚の水分、油分を補い保つ	54	歯のヤニを取る(※)
26	皮膚の柔軟性を保つ	55	歯石の沈着を防ぐ(※)
27	皮膚を保護する	56	乾燥による小じわを目立たなくする * 効能評価試験済みのもの(要記載)
28	皮膚の乾燥を防ぐ		
29	肌を柔らげる	※使用時にブラッシングを行う歯みがき類	

◆ 大丸・松坂屋の取り決め

〈上記以外の効果効能に表現について〉

1	〈医薬部外品の場合〉
	その効能効果が医薬部外品としての承認を厚生労働省から受けていれば、表記できます。 ●メーカーに必ず確認→商品名のスペック部分に〈医薬部外品〉を明記
2	〈医薬部外品ではない場合〉 化粧品会社において、化粧品会社管轄の都道府県薬務課で 当該表示の妥当性を確認していただき、その確認内容の議事録で 行政の確認を得た表示であることを当社へ証明していただく必要があります。

〈①:「大気汚染から肌を守る」という表現について〉

- 「化粧品によって肌の表面に膜を作った結果」として、物理的に大気汚染から肌を守ることとなっていることが文脈上明確になっている場合のみ、当該表現は認められます。
- ただし、化粧品の効能効果としてこのような表現をすることはできません。
また、大気汚染から肌を守った結果として、病気の予防等につながるような表現をすることもできません。

〈②:エイジングケアの表現について〉

- エイジングケアとは、加齢によって変化している現在の肌状態に応じて、化粧品等で認められた効果・効能の範囲で行う、「年齢に応じた肌のお手入れ」のことです。
「年齢に応じたお手入れ」という文脈の中でのみ、当該表現は認められます。
- エイジングケアを表現する場合に、文脈上、年齢に応じた肌のお手入れであることが明確でない場合は、「年齢に応じた肌のお手入れのこと」というとばし文言を入れてください。
- アンチエイジング(抗老化、若返り等)を暗示するような文脈では表現できません。